

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第1688号  
令和2年11月4日  
宮城県警察本部長

家族救慰金授与要綱の改正について（通達）

家族救慰金の授与については、「家族救慰金授与要綱の制定について（通達）」（昭和47年9月29日付け宮警本務第2149号）により取り扱っているところであるが、別添のとおり家族救慰金授与要綱を改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

(1) 授与対象職員の変更

授与対象職員を警察官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官を含む。）から警察職員（警察法第56条第1項に規定する地方警務官を含む。）に改めた。

(2) その他

文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和2年11月4日

## 家族救慰金授与要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、警察職員の正当な職務執行に直接起因して、当該警察職員の配偶者、同居の父母又は子が他人から危害を加えられ、そのために死亡し、又は重い障害が残った場合に、当該警察職員に対して授与する家族救慰金（以下「救慰金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### 1 加害行為

警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官を含む。以下同じ。）が正当に行った次に掲げる職務の執行に直接起因して、第三者により当該警察職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、同居の父母（当該警察職員の単身赴任により別居している父母を含む。）又は子（当該警察職員の単身赴任により別居している子及び遊学のため別居している子を含む。以下これらを「家族」という。）に対して行われた加害行為をいう。

- (1) 人の生命、身体若しくは財産の保護又は人命の救助
- (2) 犯罪の予防又は鎮圧
- (3) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (4) 水害、火災その他災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (5) 交通の取締り
- (6) その他の警察責務の遂行

#### 2 被害

家族が、第三者から、直接的又は間接的を問わず前記1の加害行為により被害を受けたことをいう。

#### 3 重い障害

地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3第1級から第7級までに規定する障害を基準として、警察本部長（以下「本部長」という。）が認定した障害をいう。

### 第3 救慰金授与対象職員

救慰金授与の対象は、警察職員とする。

### 第4 救慰金授与の要件

#### 1 加害行為の理由

加害行為が、警察職員の正当な職務執行に直接起因し、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 警察職員の正当な職務執行に伴う怨恨による場合
- (2) 警察職員の正当な職務執行を妨害又はけん制する意図による場合

#### 2 被害の程度

被害の程度が、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 重い障害が残る場合

### 3 被害者

被害者が家族のいずれかの者である場合とする。

## 第5 救慰金の種類及び授与額

### 1 死亡者救慰金

死亡者救慰金は、家族が前記第4に規定する救慰金授与の要件に該当する被害を受け、死亡した場合に当該警察職員に対して授与するものとし、その授与額は別表第1に定めるとおりとする。

### 2 障害者救慰金

障害者救慰金は、家族が前記第4に規定する救慰金授与の要件に該当する被害を受け、重い障害を残すこととなった場合に当該警察職員に対して授与するものとし、その授与額は別表第2に定めるとおりとする。

## 第6 申請手続

所属長は、救慰金の授与を必要とする事案が発生したときは、救慰金授与申請書（別記様式第1号）に、次に定める書類を添えて、本部長に申請するものとする。

- 1 医師の診断書（死亡した場合は、死亡診断書（死体検案書）の写し）
- 2 救慰金を受けるべき警察職員と被害を受けた家族との続柄に関する市区町村長の証明又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本
- 3 当該警察職員からの現認報告書又は当該事案を証明する書類
- 4 その他本部長が必要と認める書類

## 第7 申請の時期

### 1 死亡した場合

家族が前記第4に規定する救慰金授与の要件に該当する被害を受け、死亡した場合については、直ちに申請する。

### 2 重い障害が残る場合

家族が前記第4に規定する救慰金授与の要件に該当する被害を受け、重い障害が残る場合については、「症状が固定し、医療効果が期待できなくなった場合」に認定することになるので、具体的事案に応じて申請の時期を検討するものとする。

## 第8 救慰金の授与

救慰金は、本部長が、当該警察職員に授与する。

## 第9 救慰金の授与の方法

本部長は、救慰金の授与を決定したときは、救慰金授与通知書（別記様式第2号）を所属長を経由して当該警察職員に交付するとともに、救慰金を授与するものとする。

## 第10 領収書の提出

救慰金を授与された者は、本部長に対し領収書（別記様式第3号）を提出するものとする。

## 第11 適用除外

警察職員の職務執行に、違法又は著しい不当行為が認められたとき又はその他救慰金を授与することがふさわしくないと本部長が認めたときは、救慰金は授与しないものとする。

#### 第12 授与事務

救慰金の授与に関する事務は、警務部警務課において行う。

別表第1

死亡者救慰金

授与の要件	授与額
警察職員の正当な職務執行に直接起因して、当該警察職員の家族が他人から危害を加えられ、死亡したとき。	2,000,000円

別表第2

障害者救慰金

障害等級	授与額
第1級	2,000,000円
第2級	1,800,000円
第3級	1,600,000円
第4級	1,400,000円
第5級	1,200,000円
第6級	1,000,000円
第7級	840,000円
備考 障害等級は、地方公務員災害補償法施行規則別表第3の例による。	

別記様式第1号

救慰金授与申請書

宮城県警察本部長 殿		申請年月日		年	月	日
		警察職員	住所			
所属						
階級						
氏名 ( 歳)						
被害者に関する事項	住所 氏名 職業 生年月日(年齢) (警察職員との続柄)					
	被害発生の日時	年	月	日	前 午 後	時 分頃
	被害発生の場所					
	傷病名					
	傷病の部位及び程度					
	被害発生の状況					
所属長の証明	上記のとおりであることを証明する。 年 月 日 所 属 官職・氏名 (印)					
検討結果						

別記様式第2号

宮本務第 号  
年 月 日

殿

宮城県警察本部長

救慰金授与通知書

年 月 日宮 第 号で申請のあった救慰金は、下記のとおり授与することに決定したから通知する。

記

1 救慰金の種類

2 救慰金の額

別記様式第3号

領収書

金

円也

ただし、(死亡・障害) 救慰金として上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

受領者

所 属

階 級

氏 名

印